

役員報酬および費用弁償に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人ききょう会の役員に対する報酬に関し必要な事項を定めるものとする。

(報酬)

第2条 役員に報酬を支給する。

その支給については、別表の通りこれを定める。

(費用弁償)

第3条 役員に費用弁償を行うものとし、その支給については別表の通りとする。

附則

この規程は平成4年4月1日から施行する。

第2条、第3条 平成9年1月26日 改正施行する。

第2条、第3条(別表) 平成16年7月24日 改正し、  
平成17年4月1日 施行する。

第2条、第3条(別表) 平成19年3月25日 改正施行する。

第2条、第3条(別表) 平成29年6月11日 改正し、  
平成29年4月1日 遡及して施行する。

第2条 別表 報酬

支給条件	支給額
------	-----

理事会出席理事	10,000円
---------	---------

理事会出席監事	
---------	--

理事会出席評議員	
----------	--

評議員会出席評議員	
-----------	--

評議員会出席監事	
----------	--

評議員会出席理事	
----------	--

監事監査出席監事	
----------	--

※ 監事監査・理事会・評議員会に、ききょう会職員(兼務理事を含む)が出席した場合、報酬および費用弁償はないものとする。

※ 外部一般者が出席した場合、日当一律8,000円を支給する。

第3条 別表 費用弁償

支給条件	支給額
------	-----

公共交通機関利用者	実費支給
-----------	------

自家用車利用者	往復の距離×25円
---------	-----------